

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物
〔収集運搬・処分〕委託契約書(案)

排出事業者：沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 院長 重盛 康司（以下「甲」という。）と
収集運搬処分業者：_____（以下「乙」という。）は、特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬及び処分について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令（以下「法律」という。）に従い、産業廃棄物を適正に処分することによって、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。甲は、甲の事業所から排出される感染性廃棄物等（以下「廃棄物」という。）の収集運搬処分を次のとおり乙に委託する。

（廃棄物の種類）

第2条 本契約に基づき取り扱う廃棄物は、次のとおりとする。

- （1） 感染性廃棄物
- （2） 産業廃棄物（非感染性）

（委託条件）

第3条 甲が、乙に対して処分を委託する廃棄物は、法律に適合するものとし、電子マニフェストにて内容物を明確にし、その取り扱い処分方法、安全衛生管理についての的確なる指示をなし、二次公害の発生を防止し、作業の安全を確保するものとする。

（委託内容）

第4条 甲が乙に委託する業務内容は、仕様書のとおりとする。

（引受書・証明書）

第5条 乙は、甲より委託された廃棄物の運搬業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出すること。

（許可証の確認）

第6条 乙は、処分委託内容についての関係官庁の許可証（収集運搬業及び処分）の写しを甲に提出するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

（契約期間）

第7条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(委託料金)

第8条 甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、委託料金は、次のとおりとする。

- (1) 感染性廃棄物 _____ 円/kg (消費税抜き)
 - (2) 非感染性廃棄物 _____ 円/kg (消費税抜き)
 - (3) 収集運搬費 _____ 円/回 (消費税抜き)
- 2 前項の委託料にかかる消費税額及び地方消費税額(1円未満の端数を切り捨てたもの)は、甲が負担することとする。
- 3 契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。

(委託料の請求)

- 第9条 乙は、当該月分を甲へ提出し、甲は乙の適正かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 2 乙は甲が自己の理由により料金の支払いを遅延した場合、甲に対して前項の期間満了の翌日から支払の日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第8条第1項の定める年率の割合で計算した遅延利息を加算した金額を請求できるものとする。

(契約保証金)

第10条 この契約の保証金は、_____円とする。(または免除する。)

(契約内容の遵守)

第11条 乙は、本契約を履行するに当たり、関係法令を遵守し、細心の注意を払い、周囲に迷惑のかからないよう配慮し、適正かつ迅速に処分しなければならない。

(感染症対策)

- 第12条 乙は、業務遂行するにあたり、業務従事者に対しB型肝炎、麻疹、風疹、水痘及び流行性耳下腺炎の抗体価検査を実施すること。
- 2 各感染症における抗体価が、陰性または低抗体価と評価された者に対して、「日本環境感染学会 医療従事者のためのワクチンガイドライン第2版」で示す基準を満たすまでワクチン接種を実施すること。
 - 3 甲の求めに応じて、業務従事者の抗体検査結果、ワクチン接種の状況が確認できる資料を提出すること。
 - 4 業務従事者に対し、インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンを接種すること。
 - 5 本条第1項から第4項までに係る一切の費用は、乙が負担とすること。

(秘密の保持)

第13条 業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様の取扱いとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(甲乙の責任範囲)

- 第 15 条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第 1 項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第 1 項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

(改善命令)

- 第 16 条 甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不相当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

(法令上の責任)

- 第 17 条 乙は、従事者に対する労働関係法、その他法令上の一切の責任を負うものとする。
- 2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して前項の状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡及び再委託の禁止)

- 第 18 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。
- 2 乙は、甲が委託した業務の全部又は一部にかかわらず、第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を得た場合は再委託することができるものとする。
- 3 前項で甲の承認を得て業務を第三者に再委託する場合においても、乙の義務は免責されるものではない。

(契約の解除等)

- 第 19 条 甲は、乙が各号の一に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することができる。
- (1) この契約に違反し、又は違反する恐れがあると認めたとき。
- (2) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。
- (3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
- (6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。
- (7) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (8) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は

第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 前項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して3か月前に通知しなければならない。
 - 3 第1項及び第2項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。
 - 4 甲または乙の何れかがこの契約に違反、その他信義に反する重大な事実があった場合は、他の当事者は書面による催告を行い、当該催告日より60日以内に当該違反が是正されなかったときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、この契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(履行不能の場合の措置)

第21条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての請負代金の支払を免れるものとする。

(予算の減額による契約の解除)

第22条 甲は、契約締結年度の翌年度以降において、当該契約の金額について県予算の減額又は削除があった場合は、当該契約の内容等を見直すことなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても乙と十分協議したうえで、当該契約を継続することが困難である場合に限り、当該契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。

(契約外の事項)

第23条 この契約に疑義が生じた場合又は、この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証する為、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県南風原町字新川 118-1
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
院長 重盛 康司

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、甲の求めに応じて書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、甲の求めに応じて書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又

は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第 10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第 2 に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)

(8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報等を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。